

# 公 告

## 一般競争入札の実施（公告）

業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年7月13日

(一社)長崎県観光連盟  
会長 宮脇 雅俊

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 業務の名称

「九州ふっこう割」事業運営等業務委託

#### (2) 委託業務の内容等

平成28年熊本地震により深刻な影響を受けた旅行需要を早期に回復及び喚起するために長崎県内の宿泊施設で利用可能な「九州ふっこう割 ながさき宿泊券」（以下「宿泊券」という。）の各種問い合わせ、精算業務、及び旅行事業者（以下「旅行会社」という。）に対する割引助成制度（以下「助成事業」という。）を活用した、県内を目的地とした日帰り旅行商品、宿泊単品旅行商品、交通付き宿泊旅行商品、周遊型宿泊旅行商品にかかる旅行会社との調整並びに精算業務を行なう。

#### (3) 履行期間

契約締結日から平成29年2月28日まで

#### (4) 履行場所

(一社)長崎県観光連盟内及び長崎市内

### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものである。

(2) この公告の前日に、県内企業（県内に本店が登記されている企業、及び個人で県内に店舗等を保有して営業しているものをいう。）であること、または県外企業（登記簿上、本社の住所が県外になっている企業をいう。）で、県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している企業であること。

(3) 「九州ふっこう割」事業運営等業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について定める公告に基づく参加資格を得ている者。

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

入札を希望する者は、2(3)の公告で定める審査申請書に必要事項を記載のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の交付先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(一社)長崎県観光連盟

〒850-0035 長崎市元船町14-10 橋本商会ビル8階

電話 095-826-9407

### 4 入札の方法等

#### (1) 入札参加条件

当該業務を迅速かつ確実に履行できると認められる者で、一般競争入札参加資格を有する通知を受けた者

#### (2) 入札書の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、3回を限度とする。

(4) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

- (5) 電送及び郵送による入札は認めない。
- (6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

5 最低制限価格

本入札は、最低制限価格を設定しない。

6 当該委託契約に関する事務を担当する部局等の名称

(一社)長崎県観光連盟

〒850-0035 長崎市元船町14-10 橋本商会ビル8階

電話 095-826-9407

7 入札及び改札の場所及び日時

(1) 日時 平成28年7月25日(月) 11時00分

(2) 場所 長崎県長崎市元船町14-10 橋本商会ビル5階会議室

8 入札及び開札当日が悪天候(暴風雨等)等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に6の部局に確認すること。

9 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 期間 この公告の日から平成28年7月19日までの間(休日を除く。)

(午前9時から午後5時の間とする。)

(2) 場所 6の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒(角2サイズ及び切手(240円)を同封のうえ、6の部局まで送付すること。(上記期限内必着とする。))

10 契約条項を示す場所

6の部局とする。

11 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 入札日の前日から前々年度までの間において、(一社)長崎県観光連盟、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(契約書の写等)を提出する場合

なお、「規模をほぼ同じくする」契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

a 3,000万円以上

b 3,000万円未満1,000万円以上

c 1,000万円未満(ただし、この場合、見積もった契約希望金額にかかわらず、100万円を超える金額の契約締結の証明を必要とする。)

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 入札日の前日から前々年度までの間において、(一社)長崎県観光連盟、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その履行を証明するもの(履行証明書)を提出する場合

### 13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(6)により無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) (一社)長崎県観光連盟が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者が入札したとき。
- (7) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他、入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

### 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 15 落札決定の取消

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、(一社)長崎県観光連盟が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

### 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この委託契約は、世界貿易機関(WTO)協定に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。